

一般競争入札（郵便入札）公告

令和 8 年度鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）の鳥獣害防止施設の調達について、下記のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 8 月 21 日

南九州市鳥獣被害防止対策協議会
会長 伊佐敷 純郎

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 事業名 令和 8 年度鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）
- (2) 契約内容 鳥獣害防止施設（電気柵）
設置延長 540m（3 段張り、柵線総延長 1,620m）
- (3) 契約方法 物品売買契約
- (4) 仕様内容 仕様書に定めるとおり
- (5) 納入期限 令和 8 年 10 月 9 日（金）
（できる限り早期の納入に努めること）
- (6) 納入場所 本協議会が指定する場所
（桑代営農研修館倉庫／南九州市知覧町永里 9893 番地 1）
- (7) 入札方法等 郵便入札（持参も可）。詳細は入札説明書に定めるとおり

2 競争入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 資格要件
対象事業について、本件仕様書に定める物品の納品が適正に行える者
- (2) 欠格要件
 - ア 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - イ 参加資格申請書や添付書類の重要な事項について、虚偽の記載を行った者、並びに重要な事実を記載しなかった者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員、若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと

3 入札説明書の交付、閲覧期間及び場所

- (1) 期間 公告の日から令和 8 年 8 月 31 日（月）まで
- (2) 場所 南九州市役所ホームページ及び南九州市鳥獣被害防止対策協議会事務局
（南九州市役所顕娃庁舎 2 階 農業振興課内）

4 入札参加資格確認申請

- (1) 提出期限 令和 8 年 8 月 31 日（月）午後 5 時 15 分まで
- (2) 提出方法 入札説明書に定めるとおり

5 入札書の提出期限及び提出方法

- (1) 提出期限 令和 8 年 9 月 8 日（火）午後 5 時必着
- (2) 提出方法 郵送又は持参（詳細は入札説明書による）

6 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年9月9日(水) 午前10時
- (2) 場所 南九州市役所額娃庁舎1階 会議室

7 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格の無い者がした入札、及び入札条件に違反した入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。なお、落札者が決定しない場合の取扱いは、入札説明書に定める。

9 その他

その他の詳細については、入札説明書による。

入 札 説 明 書

1 公告日 令和8年8月21日(金)

2 契約担当窓口 〒891-0792
鹿児島県南九州市頤娃町牧之内 2830 番地
南九州市鳥獣被害防止対策協議会事務局
(南九州市農業振興課内)
電話番号：0993-36-1111/FAX 番号：0993-36-3136
電子メール：seisan@city.minamikyushu.lg.jp

3 入札参加資格の確認等

本入札への参加を希望する者は、一般競争入札公告第2項に掲げる参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、提出期限までに申請書類の提出がない場合、又は参加資格がないと認められた場合は本入札に参加できない。

(1) 提出期間 公告の日から令和8年8月31日(月)まで

持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、郵送又は電子メールの場合も、令和8年8月31日(月)午後5時15分までに到達したものに限り受け付ける。

(2) 提出場所 上記2の契約担当窓口と同じ。

(3) 提出方法 持参、郵送又は電子メールにより提出するものとする。

(4) 申請書類

申請書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格申請書(様式1)

イ 申立書(様式2)

ウ 契約に係る指名停止等に関する申立書(様式3)

エ 同意書(様式4)

オ 国税及び県税について滞納がないことを確認できる書類(納税証明書等)

ただし、令和8年度事業において当協議会へ既に提出している場合は、提出を省略することができる。

カ 納入予定の電気柵メーカー発行のカタログ等(メーカー、型式、規格、性能等を確認できるもの)

(5) 入札参加資格確認結果の通知

原則として、申請書類が到達した日の翌開庁日までに、入札参加資格確認通知書(様式5)を、申請書に記載されたFAX又はメール宛てに通知する。ただし、申請書類の補正又は追加資料の提出を求めた場合その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(6) その他

ア 申請書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 契約担当窓口は、提出された申請書類を、入札参加資格の確認その他本入札

- の実施に必要な範囲を除き、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書類は、返却しない。
- エ 提出期限後における申請者の都合による申請書類の差替え又は再提出は認めない。ただし、本協議会が補正又は追加資料の提出を求めた場合は、この限りでない。

4 入札説明書等に関する質問

公告、入札説明書、仕様書その他本入札に関する書類について質問がある場合は、次のとおり提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和8年8月27日(木)午後5時
- (2) 提出先 上記2の契約担当窓口と同じ
- (3) 提出方法 書面により持参、郵送、FAX 又は電子メールで提出するものとし、提出期限までに到達したものに限り受け付ける。
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和8年8月28日(金)までに、質問があった者に対し FAX 又は電子メールにより回答する。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面（様式自由）により説明を求めることができる。

- (1) 提出期限 令和8年9月2日(水)午後5時
- (2) 提出場所 上記2の契約担当窓口と同じ。
- (3) 提出方法 書面(様式自由)により、持参、FAX 又は電子メールで提出するものとし、提出期限までに到達したものに限り受け付ける。
- (4) 回答方法 契約担当窓口は、説明を求められた場合は、令和8年9月3日(木)までに、説明を求めた者に対し FAX 又は電子メールにより回答する。

6 入札方法

(1) 入札方法

本入札は、郵便入札により行う。

入札参加者は、入札書を郵送又は持参により、提出期限までに南九州市鳥獣被害防止対策協議会事務局へ提出するものとする。

(2) 入札書の提出期限

令和8年9月8日(火)午後5時必着

※ 提出期限を過ぎて到達した入札書は、受理しない。

(3) 入札書の提出先

上記2の契約担当窓口と同じ。

(4) 郵送方法

郵送する場合は、一般書留、簡易書留、レターパックライト又はレターパックプラスのいずれかにより送付するものとする。

(5) 封筒の作成方法

ア 郵送する場合は、入札書を中封筒に封入・封かんし、これを郵送用の外封筒（表封筒）に封入する二重封筒とする。

イ 中封筒には、次の事項を記載するものとする。

(ア) 入札件名

(イ) 「入札書在中」の表示

(ウ) 入札者の住所、商号又は名称

ウ 外封筒（表封筒）には、宛先のほか「入札書在中」と朱書きし、差出人の住所、商号又は名称、担当者名および連絡先を記載するものとする。

エ 代理人名義で入札する場合は、委任状（様式6）を提出するものとする。なお、委任状は入札書を封入した中封筒には封入せず、郵送の場合は外封筒（表封筒）に同封するものとする。

(6) 持参する場合

入札書を持参する場合は、郵送用の外封筒（表封筒）を省略することができる。この場合においても、入札書を中封筒に封入・封かんし、（5）イに定める事項を記載するものとする。

なお、代理人名義で入札する場合の委任状は、中封筒に封入せず、入札書とは別に提出するものとする。

(7) 入札書提出後の取扱い

一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。

(8) 費用負担

郵便入札に係る費用は、入札参加者の負担とする。

7 入札の辞退

(1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。

(2) 入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式7）を上記2の契約担当窓口へ提出するものとする。

(3) 入札書が本協議会に到達した後は、当該入札を辞退することはできない。

(4) 入札書が期日までに届かない場合は、入札を棄権したものとみなす。

8 開札

(1) 日時 令和8年9月9日（水）午前10時

(2) 場所 南九州市役所額娃庁舎1階 会議室

(3) 開札の立会い

入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会うことができる。ただし、開札会場への入場は、1入札者につき1名とする。

開札に立ち会う者は、入札参加資格確認通知書を提示するものとする。代理人が立ち会う場合は、併せて委任状を提出するものとする。ただし、当該委任状を既に提出している場合は、この限りでない。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、本入札事務に直接関係しない本協議会事務局職員を立ち合わせるものとする。

9 入札に関する事項

(1) 入札書は、本協議会所定の様式を使用するものとする。

(2) 入札は、入札参加資格の確認を受けた者又はその代理人が行うものとする。

- (3) 代理人が入札する場合は、入札参加資格の確認を受けた者から入札に関する権限の委任を受け、委任状を提出しなければならない。
- (4) 代理人は、同一の入札について2以上の入札者の代理人となることができない。また、入札者は、同一の入札について他の入札者の代理人になることができない。
- (5) 入札書には、入札金額の内訳が確認できる入札金額内訳書（任意様式）を添付するものとする。
- (6) 入札金額は、本件物品の納入に要する運搬費、梱包費その他一切の費用を含む総額を記載するものとする。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって契約金額とする。そのため、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (8) 入札書に記載した入札金額は、訂正することができない。
- (9) 入札参加資格申請時に提出したカタログ等により、仕様への適合が確認された物品を納入するものとする。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札参加資格を有しない者がした入札
- (2) 入札参加資格申請書その他の提出書類に虚偽の記載をした者がした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札書を提出した入札
- (4) 入札金額、氏名その他の入札要件が確認できない入札
- (5) 入札金額を加除訂正した入札
- (6) 入札書に必要な記名又は押印がない入札
- (7) 指定した提出期限までに指定の場所に到達しなかった入札
- (8) 指定した方法以外の方法により入札書を提出した入札
- (9) 提出された封筒に記載された入札件名又は差出人と、封入された入札書の入札件名又は入札者が相違する入札
- (10) 記載した文字を容易に消字することができる筆記用具を用いて記載した入札
- (11) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められる入札
- (12) その他公告、入札説明書、仕様書その他入札に関する条件に違反した入札

11 再度入札

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。
- (2) 再度入札を行う場合の入札書の提出期限、開札日時その他必要な事項は、再度入札に参加することができる者に対し、FAX 又は電子メールにより別途通知する。
- (3) 初度の入札に参加しなかった者、及び初度の入札が無効となった者は、再度入札に参加することができない。

- (4) 再度入札の結果、なお予定価格の制限の範囲内の価格の入札がなく、落札の見込みがあると認められる場合は、再々度入札を行うことがある。
- (5) 入札回数は、初度入札を含め原則として3回までとする。
- (6) 再々度入札によっても落札者が決定しない場合は、仕様、参加資格要件その他の条件を見直した上で、再度発注することを原則とする。

12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、原則として開札当日に当該入札者又はその代理人によるくじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじ引きを辞退することはできない。
- (3) 当該入札者又はその代理人がくじ引きに参加できない場合は、本入札事務に直接関係しない本協議会事務局職員が、当該入札者に代わってくじを引くものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかにその旨を落札者に通知する。

13 入札の延期又は中止

次のいずれかに該当すると認められる場合は、入札を延期し、又は中止することがある。

- (1) 談合その他不正な行為の事実がある場合又はそのおそれがある場合
- (2) 天災その他やむを得ない理由がある場合
- (3) 公告、入札説明書又は仕様書等に誤りがあることが判明した場合
- (4) その他適正な入札の執行が困難であると認められる場合

14 入札参加者が1者の場合の取扱い

入札参加者が1者となった場合でも、入札を実施する。ただし、公正な入札の執行が困難であると認められる場合は、この限りでない。

15 契約

- (1) 落札者は、落札決定後、本協議会が示す契約書案に基づき契約書を作成し、記名押印の上、本協議会が指定する期日までに提出するものとする。
- (2) 落札者が正当な理由なく前項の期限までに契約を締結しない場合は、落札決定を取り消すことがある。
- (3) 契約後に納入する物品は、仕様書及び入札参加資格確認時に提出した資料に適合するものでなければならない。

16 その他

- (1) 入札参加者は、公告、入札説明書、仕様書その他関係書類を十分に確認・理解した上で入札するものとする。
- (2) 入札をした者は、入札後、公告、入札説明書、仕様書、契約条件その他入札条件の不明を理由として異議を申し立てることができない。

鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）に係る仕様書

1 整備目的・概要

整備区域内の農地（水稻）におけるイノシシ等の野生鳥獣による農作物の被害を防止するため、電気事業法の技術基準及び日本電気さく協議会の安全基準に適合した電気柵システム一式を購入するもの

- ・整備地区：郡小田代下地区（南九州市知覧地域）
- ・対象獣種：イノシシ、ノウサギ用
- ・設置内容：電気柵 柵線総延長1,620m（周囲540m×3段張り）

2 購入物品および数量

周囲540m、対象獣種対策用3段張りに必要な資材一式

資材名	数量	仕様・規格
電気柵用本器 （電源装置）	1 台	・ソーラー式：10W以上、過充電・過放電防止機能付 ・バッテリー：12V、密閉式、本体に内蔵できること、外部バッテリー（12V）が使用できること ・出力電圧：10,000V以上（1台で1ブロックをまかなえること） ・延長距離540m、3段張り対応可能機種 ・パルス間隔：約1.1秒～1.5秒以内 ・防雨設計 ・出力動作時、出力確認ができる機能があること ・切・連続作動・夜間作動を選択できる機能があること ・バッテリー残量を確認できる機能があること ・盗難補償又はこれに類する補償：1年以上 ・修理保証：1年以上
電気柵用本器取付 支柱	1 本	電気柵用本器に対応した FRP 製又はこれと同等以上の絶縁性、耐候性及び強度を有する支柱（取

		付金具を含む)
バッテリー	1 台	本器付属品
バッテリーコード	1 本	本器付属品
アース棒	1 式	電気柵用本器に適合する、長さ 300mm 以上のアース棒を 3 本以上備えたもの、又はこれと同等以上の接地性能を有するもの
支柱	180 本	・直径 $\Phi 14$ mm、長さ 900mm 以上の FRP 製又はこれと同等以上の絶縁性、耐候性及び強度を有する支柱であること ・設置した支柱同士の打ち込み間隔は 4 m 以下
フック（支柱用クリップ）	540 個 (180 組)	・ステンレス製 ・支柱に取り付け後、容易に電気柵線の高さの調整ができること ・個数は、支柱 1 本あたり 3 個（3 段分）
電気柵線	1, 620m (540m×3 段)	・化学繊維にステンレス線 4 本以上、メッキ銅線 2 本以上をより合わせた線であること ・線径約 2.5mm 以上、化学繊維部には耐候剤が含まれていること ・ボビンに巻き付けられていること
出入口用資材（ゲートハンドル・クリップ）	24 式 (8 箇所)	・取り外し可能なハンドルと引掛け部・スプリングが付属していること ・電気柵、支柱に対応したものであること
巻取器	1 式	電気柵線が巻きつけられたボビンを容易に取外しできること
検電器（デジタルボルトテスター）	1 台	柵線の通電状況をデジタル表示できること
注意掲示板	2 枚	安全注意事項を記載したもの

備考：

- ア 日本電気さく協議会会員が製造・販売する製品に限る。
- イ 機能については、機械メーカーが発行しているカタログのとおりとする。
- ウ 電気柵本器及びその他資材は原則同一メーカーで統一すること。
- エ 納入の際は、設置者に対し、メーカーによる設置及び操作説明を行うこと。

3 補助事業名等のラベル表示について

電気柵本器には、補助事業名及び地区名が記されたラベル（天候によらず簡単にはがれないもの）を貼付するものとする。表示内容は以下のとおり。

- (1) 事業名 「令和8年度鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）」
- (2) 地区名 「郡小田代下地区」

令和 8 年度鳥獣被害実践対策事業



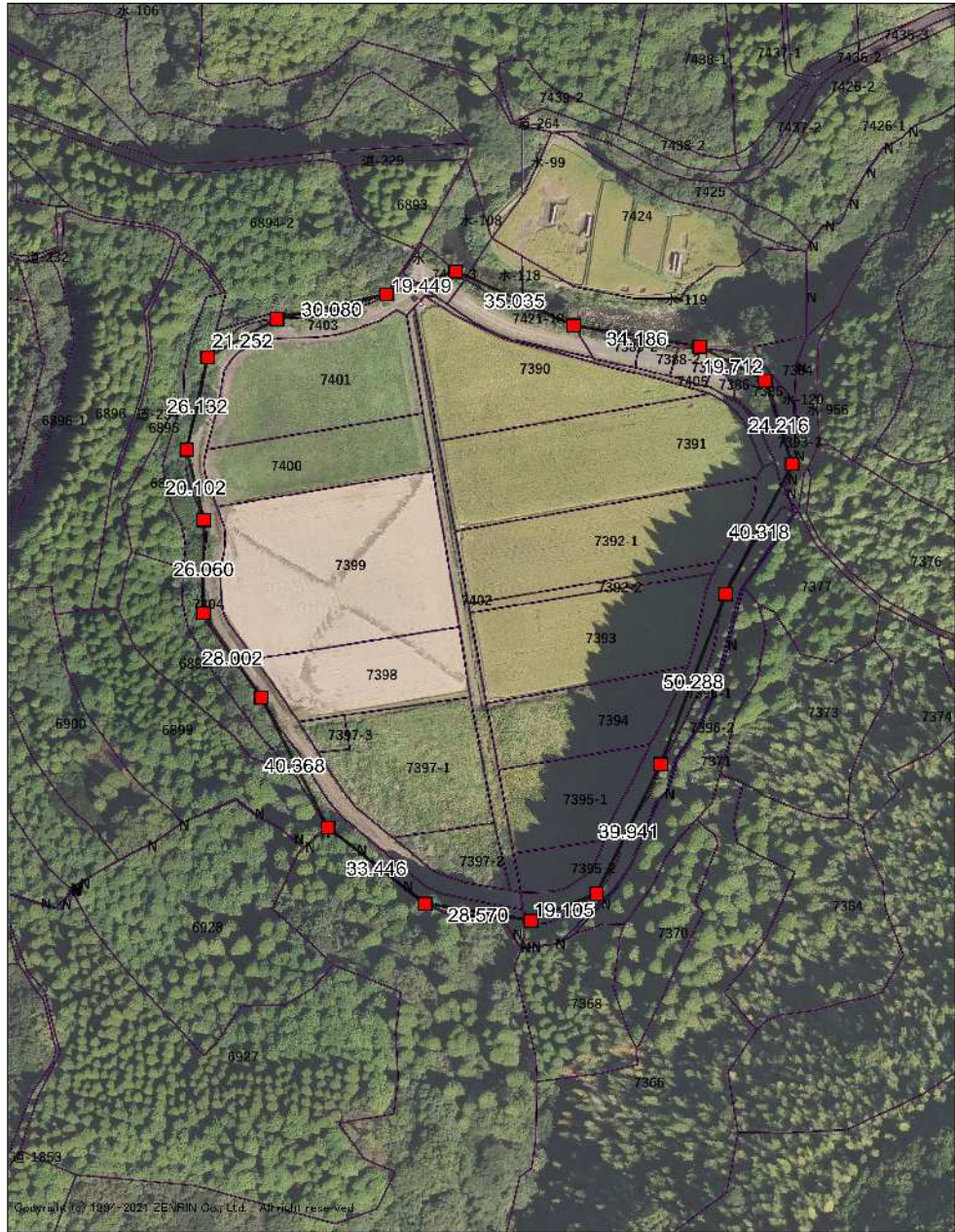
南九州市役所

『この地図は、岡山藩の藩政を記す。岡山藩の藩政を記すものである。』(『岡山藩の藩政』、岡山藩、1764年、1764年)

鹿児島市東千石町4番2号 鹿児島地産センター(池田屋書店) 電話099-222-020(代表)

知覧町郡・小田代下地区

外周延長(m)	
小田代下	
1	35.035
2	34.186
3	19.712
4	24.216
5	40.318
6	50.288
7	39.941
8	19.105
9	28.57
10	33.446
11	40.368
12	28.002
13	26.06
14	20.102
15	26.132
16	21.252
17	30.08
18	19.499
合計	536.312
+ α	540



電気柵総延長：1,620m（1周540m×3段張り）
出入口：8箇所整備（うち予備1箇所含む）

入 札 (見 積) 書

件	名
---	---

令和 8 年度鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）

一金	円
----	---

一金	円
----	---

		品 名	品質形状	数量	単位	単価	金 額	備考
内 訳		電気柵一式	別紙「鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）に係る仕様書」のとおりに	1	式		円	
		合 計					円	

納入期限

令和8年10月9日

納入場所

桑代營農研修館倉庫
(南九州市知覽町永里9893番地1)

上記のとおり入札（見積り）します。

令和	年	月	日	
			住所	
			氏名	印
		(代理人)	住所	
			氏名	印
(契約担当者)				
南九州市鳥獣被害防止対策協議会				
会長 伊佐敷 純郎 様				

上記のとおり入札（見積り）します。

令和	年	月	日	
				住所
				氏名
				(代理人) 住所
				氏名
(契約担当者)				
南九州市鳥獣被害防止対策協議会				
会長 伊佐敷 純郎 様				

上記のとおり入札（見積り）します。

令和	年	月	日	
			住所	
			氏名	印
		(代理人)	住所	
			氏名	印
(契約担当者)				
南九州市鳥獣被害防止対策協議会				
会長 伊佐敷 純郎 様				

上記のとおり入札（見積り）します。

令和	年	月	日	
			住所	
			氏名	印
		(代理人)	住所	
			氏名	印
(契約担当者)				
南九州市鳥獣被害防止対策協議会				
会長 伊佐敷 純郎 様				

上記のとおり入札（見積り）します。

令和	年	月	日	
			住所	
			氏名	印
		(代理人)	住所	
			氏名	印
(契約担当者)				
南九州市鳥獣被害防止対策協議会				
会長 伊佐敷 純郎 様				

上記のとおり入札（見積り）します。

令和	年	月	日	
			住所	
			氏名	印
		(代理人)	住所	
			氏名	印
(契約担当者)				
南九州市鳥獣被害防止対策協議会				
会長 伊佐敷 純郎 様				

上記のとおり入札（見積り）します。

令和	年	月	日	
			住所	
			氏名	印
		(代理人)	住所	
			氏名	印
(契約担当者)				
南九州市鳥獣被害防止対策協議会				
会長 伊佐敷 純郎 様				

上記のとおり入札（見積り）します。

令和	年	月	日	
			住所	
			氏名	印
		(代理人)	住所	
			氏名	印
(契約担当者)				
南九州市鳥獣被害防止対策協議会				
会長 伊佐敷 純郎 様				

注 入札（見積）金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。

令和 年 月 日 上記金額の100分の110に相当する金額で
落札（随意契約の相手方）決定通知

(様式 1)

令和 8 年 月 日

南九州市鳥獣被害防止対策協議会
会 長 伊 佐 敷 純 郎 様

所 在 地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

印

一般競争入札参加資格申請書

貴事業実施主体より公告のあった標記入札参加資格について、下記のとおり申請します。

記

- 1 公 告 日：令和 8 年 8 月 21 日
- 2 補助事業名：令和 8 年度鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）
- 3 添 付 書 類
 - (1) 申立書（様式 2）
 - (2) 契約に係る指名停止等に関する申立書（様式 3）
 - (3) 同意書（様式 4）
 - (4) 国税・県税において滞納のないことが確認できる資料（納税証明書等）
 - (5) 納品予定の電気柵が掲載されている機械メーカー発行のカタログ等

(様式2)

令和8年 月 日

南九州市鳥獣被害防止対策協議会
会長 伊佐敷 純郎 様

所在地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名

印

申 立 書

貴事業実施主体より公告のあった令和8年度鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）に係る申請書類について、下記のとおり申し立てします。

記

1 申立事項

以下の事項にいずれも該当していません。

- (1) 国税及び地方税並びに公共料金に滞納がある。
- (2) 市の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止を受けている。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過していない。
- (4) 団体又はその代表者及び構成員が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員である。
- (5) 経営不振状態の団体（会社更生法第17条の規定による更正手続開始の申立てがあるもの又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがあるもの）である。
- (6) 政治団体、宗教団体である。

(様式 3)

契約に係る指名停止等に関する申立書

令和 8 年 月 日

南九州市鳥獣被害防止対策協議会
会 長 伊佐敷 純郎 様

所 在 地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

印

当社は、貴殿発注の物品・役務契約の競争参加にあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から物品・役務契約に係る指名停止等の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(様式4)

同 意 書

南九州市長 塗木 弘幸 様

令和 年 月 日

令和8年度鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）に係る一般競争入札参加資格を申請するにあたり、市税等の収納状況を確認することに同意します。

(フリガナ)	
事業者所在地	
(フリガナ)	
商号又は名称	
(フリガナ)	
代表者の役職 及び氏名	⑩
(フリガナ)	
代表者住所	
(フリガナ)	
代表者氏名	⑩

※「代表者の役職及び氏名」欄については会社印を押印ください。
※「代表者氏名」欄については代表者私印を押印ください。

(様式 5)

令和 8 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者の役職及び氏名

南九州市鳥獣被害防止対策協議会

会 長 伊 佐 敷 純 郎

一般競争入札参加資格確認通知書

先に申請のあった入札参加資格について、下記のとおり確認したので、通知します。

記

1 公 告 日：令和 8 年 8 月 21 日

2 補助事業名：令和 8 年度鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）

3 入札参加資格の有無： 有 ・ 無

参加資格が無いと認めた理由

--

なお、参加資格が無いと通知された方は、当職に対して参加資格が無いと認めた理由について、説明を求めることが出来ます。

この説明を求める場合は、令和 8 年 9 月 2 日（水）午後 5 時までに、当事業実施主体の契約担当窓口へ、その旨を記載した書面を提出して下さい。

(様式6)

委 任 状

私 議

今般都合により (住所)

(氏名)

印

を代理人と定め、下記事業の入札に関する一切の権限（同価格の場合のくじ引きを含む。）を委任します。

記

1 事業名 令和8年度鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）

2 開札場所 南九州市役所潁娃庁舎1階 会議室

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

契約担当者

南九州市鳥獣被害防止対策協議会

会長 伊佐敷 純郎 様

(様式 7)

入札辞退届

事業名 令和 8 年度鳥獣被害対策実践事業（うち整備事業）

上記の一般競争入札参加資格確認通知を受けましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

契約担当者

南九州市鳥獣被害防止対策協議会
会長 伊佐敷 純郎 様